

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

パシフィックコンサルタンツ 株式会社
東京都千代田区神田錦町3-22

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 4 年 2 月 24 日～令和 4 年 4 月 23 日（2 ヶ月）
北陸区域(新潟県、富山県、石川県、福井県)

3 指名停止理由

パシフィックコンサルタンツ 株式会社の社員が、富山県富山市が発注した「呉羽丘陵フットパス橋梁」の設計業務委託の契約に関し、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月24日、公契約関係競売等妨害の疑いで富山県警に逮捕された。
このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該区域以外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 当該区域を対象として 2ヵ月以上12ヵ月以内 当該区域以外を対象として 1ヵ月以上12ヵ月以内